

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する当社の対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまとご家族および関係者の皆様にお見舞い申し上げますと同時に、亡くなられた方々に深く哀悼の意を表します。また、感染症拡大防止にご尽力されている皆様には深く感謝申し上げます。弊社も微力ながら、一日でも早い事態終息に向け全社一丸となって取り組んで参ります。

2022年1月19日に東京都より新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施要請がありました。弊社においては、昨年の緊急事態宣言解除後と同様に、感染症の拡大防止並びに確率の削減にむけた以下の対応を引き続き行ってまいりますので、関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 1. 基本方針

政府の基本的対処方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じて業務を遂行します。

### 2. 業務上の対応

- (1) 部門別に時差勤務・テレワークによる勤務体制とします。
- (2) 出張（訪問）は、訪問前に訪問先自治体及び都道府県における他都道府県からの訪問者受入態勢を確認し、訪問先の上の了承を得た上で実施します。訪問できない場合も含め、オンラインによる打合せ等に対応します。
- (3) 社内会議は、1か所あたり10名未満・1時間以内とします。10名以上となる場合は、全てリモート会議として密を避けます。
- (4) 社外で開催される会議、セミナーへの参加は自粛します。

### 3. 来訪者への対応

会社ロビーにアルコール消毒液を設置し、訪問時には検温にご協力いただきます。

### 4. 励行事項

- (1) 常時マスクの着用を励行します。
- (2) こまめな手洗い・うがいを徹底し、アルコール消毒を励行します。
- (3) 出社前、37.5度以上の発熱の症状が見られた場合、所属長に連絡させ自宅待機を指示します。
- (4) 出張時、上記の症状が見られた場合にも、所属長に連絡させ、帰社および自宅待機を指示します。
- (5) 従業員の高熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従い対応します。
- (6) 従業員の家族、身近に感染者または濃厚接触者と認定された方がいる場合は、その旨を会社に報告させ、従業員に自宅待機を指示した上で、保健所等の指示に従い対応します。

以上